

○創基151年筑波大学50周年記念基金細則

平成30年5月17日
法人細則第11号
改正 令和6年法人細則第13号

創基151年筑波大学50周年記念基金細則

(設置)

第1条 国立大学法人筑波大学基金規則(平成22年法人規則第40号)第4条第1項に基づく特定基金として、創基151年筑波大学50周年記念基金(以下「50周年基金」という。)を置く。

(目的)

第2条 50周年基金は、創基151年並びに筑波大学開学50周年を記念し、未来に向け筑波大学のさらなる発展に寄与するため、研究活動・人材育成の支援及び施設の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 50周年基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究活動の支援に関する事業
- (2) 人材育成の支援に関する事業
- (3) 施設の支援に関する事業
- (4) その他特に必要とされる事業

(支援者及び募集期間)

第4条 50周年基金は、前条の事業内容に賛同する支援者による寄附とする。

2 前項の寄附の募集期間は、平成36年3月31日までとする。

(推進委員会)

第5条 50周年基金を推進するため、創基151年筑波大学50周年記念基金推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(運営費)

第6条 50周年基金の運営費は、寄附金をもって充てる。

(事業年度)

第7条 50周年基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第8条 50周年基金に関する事務は、事業・ファイナンス局事業・リレーション推進室が行う。

(雑則)

第9条 この法人細則に定めるもののほか、50周年基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、平成30年5月17日から施行する。

附 則（令6. 3. 28法人細則13号）

この法人細則は、令和6年4月1日から施行する。